股義足用	26,700	
大腿義足用	21,400	
膝義足用	19,100	
下腿義足用	16,800	

(注)
リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。

別表の1の(3)のウを次のように改める。

ウ　基本価格

名称	採型区分	価格 円 採型	価格 円 採寸	備考
下肢装具用	A－1	24,700	7,700	
	A－2	31,400	8,400	
	A－3	21,400	7,800	
	A－4	18,100	7,350	
	A－5	16,600	7,100	
	A－6	15,100	7,000	
	A－7	11,000	6,000	
	A－8	20,900	7,600	
	A－9	22,500	7,700	
	A－10	47,600	14,100	
靴型装具用	B－1	15,100	7,000	
	B－2	11,000	6,000	
体幹装具用	C－1	29,000	8,050	
	C－2	22,700	7,450	
	C－3			
	（金属枠、硬性）	22,100	7,000	
	（軟性）	7,000	7,000	
	C－4			
	（金属枠、硬性）	19,000	6,850	
	（軟性）	6,900	6,850	
	C－5			
	（金属枠、硬性）	16,700	6,650	
	（軟性、骨盤帯）	6,650	6,650	
上肢装具用	D－1	30,200	8,200	
	D－2	16,500	7,100	
	D－3	15,000	6,900	
	D－4	13,400	6,700	
	D－5	10,800	6,100	
	D－6	8,100	4,350	

(注)
1　2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
2　補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,200円増しとすること。
3　補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
4　補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

別表の1の(3)のエの(ア)のa中

5,800	5,950
6,850	7,050
5,650	5,800
6,150	6,300
12,800	13,200
4,750	4,850
5,600	5,750
9,550	9,900

を　に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のbを次のように改める。

b　支持部

名称	種類	価格 円	備考
大腿支持部	A　半月	4,300	
	B　皮革等		
	1　カフバンド	7,400	
	2　大腿コルセット	14,700	
	C　モールド		
	1　熱硬化性樹脂	23,800	
	2　熱可塑性樹脂	10,000	
下腿支持部	A　半月	4,150	
	B　皮革等		
	1　カフバンド	6,350	
	2　下腿コルセット	11,400	
	C　モールド		
	1　熱硬化性樹脂	22,200	
	2　熱可塑性樹脂	8,450	